

諮問番号：平成28年度諮問第3号

答申番号：平成28年度答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

熊本市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対し、平成28年7月15日付け東保護発第〇〇〇号で行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条に基づく生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

熊本地震により住居たる賃貸物件が大規模半壊となり、みなし仮設制度を利用して佐賀市の賃貸住宅に居住することとし〇〇市へ転入した。転出と同時に保護廃止とは聞いたことがなく、法第26条に定めもない。

よって、本件処分は無効な処分であるため、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書どおり本件処分に違法不当な点は認められず、本件審査請求に理由はないため、棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきである。

2 理由

（1）本件に係る法令等の規定について

本件処分に係る生活保護の事務については、法、「生活保護法による保護の実施要領につ

いて」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)及び「平成28年熊本地震による被災者の生活保護の取扱いについて」(平成28年4月27日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡)により準用される「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて」(平成23年3月17日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)に基づいて行われている。

(2) 本件処分の適法性について

審査請求人は、〇〇市のアパートを契約し、平成28年7月11日から当該アパートにて居住を始めているため、処分庁が所管区域内には審査請求人の居住事実がなくなったと考え、法第19条第1項第1号、次官通知第2及び課長通知記1に基づき保護の実施責任は〇〇市にあるものとして本件処分を行ったのは適切である。

加えて、正当な理由のもとに処分が行われているため法第56条で禁じられた不利益変更には当たらない。

そして、処分庁は、平成28年7月15日付けで審査請求人に対して本件処分を通知しており、法第26条に基づき適切に処理したものである。

また、処分庁は保護に空白が生じないように審査請求人に対する配慮を行っており、適切に対応したものと判断できる。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成29年2月 7日 審査庁からの諮問書の受理

同年3月 6日 調査審議

同年3月22日 調査審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断について

(1) 生活保護の実施に係る事務について

生活保護の実施に係る事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第

1号に規定する第一号法定受託事務である。同法第245条の9第3項の規定により、各大臣は、市町村が第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準(以下「処理基準」という。)を定めることができるとされ、これに基づき、厚生労働大臣は、処理基準として次官通知を定めている。

また、熊本地震における生活保護の取扱いについては、「平成28年熊本地震による被災者の生活保護の取扱いについて」(平成28年4月27日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡)により、課長通知を準用することとなっている。

(2) 所管区域外転出に伴う実施責任について

法第19条第1項は、保護の実施機関は、「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」及び「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」に対して、「保護を決定し、かつ実施しなければならない」と規定している。そして、次官通知第2において、「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうもの」とされている。

したがって、第一号法定受託事務である生活保護の実施責任の有無の判断においては、処理基準たる次官通知に従って要保護者の居住地又は現在地を判断して行われることが通常予定されている。

この点、保護の実施機関は、その所管区域についてのみ生活保護の事務を執行しうるものであるから、被保護者が居住地をその所管区域外に移転した場合には、以後その者に対し継続して保護を実施することができなくなり、かかる場合、既にした保護の開始決定をそのまま放置しておくことは、手続の明確性を欠き混乱を招くおそれがあるから、明文の規定はないが、手続上保護を廃止する措置として保護の廃止決定をすることができることと解される(昭和46年6月2日東京地裁判決(昭和45年(行ウ)第88号)参照)。

本件では、審査請求人は、居住していたアパートが熊本地震により大規模半壊となったことから、平成28年6月28日にみなし仮設制度を利用して、〇〇市のアパートを契約し、同年7月11日に転居している。したがって、処分庁が処理基準たる次官通知に従い審査請求人の居住地は〇〇市であると判断し、審査請求人が居住地をその所管区域外に移転したものとして、本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。なお、課長通知記1ただし書では、「仮設住宅への入居や扶養義務者による引き取りなど、将来における居住の蓋然性が高いと認められる場合については、当該居住事実がある場所を所管す

る実施機関が実施責任を負い居住地保護を行うものとする」とされており、その点に照らしても本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

(3) 廃止手続等について

法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない」と規定している。

本件で、処分庁は、「書面」たる平成28年7月15日付けの保護決定通知書により審査請求人に対して「通知」しており、その手続に違法又は不当な点はない。

なお、審査請求人は、法第56条の不利益変更の禁止を主張するが、本件処分では法第26条に基づき保護の廃止が行われ、かつ、その手続も適法であるため、「正当な理由」のもとになされたものであり、法第56条で禁じられた正当な理由を欠く不利益変更には当たらない。

その他、本件処分において違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、棄却されるべきであるとの審査庁の判断は、妥当である。

第6 付言

審査会の判断及び結論は以上のとおりであるが、調査審議を踏まえて、以下の点について付言する。生活保護は生活に困窮する国民に対して認められた国家的扶助の制度であることに鑑みれば、実施機関による実際の取扱いにおいては、被保護者の保護に遺漏のないよう、特に本件のような平成28年熊本地震の被災者に対しては、丁寧な対応を心掛けることが望ましい。

熊本県行政不服審査会

部会長 大脇 成昭

委員 田端 史郎

委員 仲次 利光